

こちらは、英文記事「[Revised Himalaya Clause for bills of lading and other contracts](#)」(2014年10月28日付)の和訳です。

## 船荷証券およびその他の契約書のための改定ヒマラヤ条項

メンバー各位

2010年9月発行のMember Circular 11/2010「[Revised Himalaya Clause for Bills of Lading and other Contracts](#) (英文のみ)」において、国際P&Iグループ(IG)とBIMCOが共同で、船荷証券およびその他の契約書に使用されるヒマラヤ条項の見直しを行い、その見直しに基づき、推奨される文言を盛り込んだ改定BIMCO/IGヒマラヤ条項を作成したことを、皆様にご案内しました。本サーキュラーは、その条項の主な特徴と意図した効果について説明した上記のMember Circular 11/2010の続報としてお読みください。

2010年に推奨文言の改定版が発行されて以降、米国において、原告が、船主を保護するCOGSAに基づく防御や制限が適用されるのを回避するために、船舶管理会社を相手に提訴するケースが発生しているようです。そこで、「servant, agent, direct or indirect sub-contractor or any other party employed by or on behalf of the Carrier (運送人の使用する者、代理人、直接・間接下請業者または運送人により雇用されたまたは運送人を代理するその他の当事者)」に及ぶと明示されていた現在の改定条項を、船舶管理会社も明示的に含めるものへと修正すべきとの米国弁護士の助言を得ました。

他の多くの法域では、現行の条項でも、船主が起用する船舶管理会社も含まれると解釈されていると思われます。本条項に基づく保護が船舶管理会社に適用されることを明確にするために、弁護士から得た助言に基づき、BIMCOとの共同の合意により、ヒマラヤ条項の文言のさらなる改定が行われました。この改定版は、付属文書に記載しています。メンバーの皆様には、運送契約を変更し、この新条項を組み込むことをお勧めします。

改定されたヒマラヤ条項は、BIMCOのウェブサイト([www.bimco.org](http://www.bimco.org))からダウンロードすることもできます。また、BIMCOのオンライン用船契約書編集システム「idea」の利用者は、本条項を追加条項として利用することも可能です。

国際P&Iグループに加盟するすべてのクラブが同様の内容のサーキュラーを発行しています。

上記に関するご質問は、Arne Sætra (Email: [arne.sattra@gard.no](mailto:arne.sattra@gard.no))、Helenka Leary (Email: [helenka.leary@gard.no](mailto:helenka.leary@gard.no)) またはガードジャパン株式会社 (Email: [gardjapan@gard.no](mailto:gardjapan@gard.no)) までお願いいたします。

敬具  
GARD AS



Rolf Thore Roppestad  
CEO (最高経営責任者)

## 国際P&Iグループ (IG) と BIMCO による改定ヒマラヤ条項 (2014 年 11 月) - 日本語参考訳

- (a) 本契約においては、「Servant」という用語には、船主、船舶管理会社、船舶運航者（運送人以外）、下請運送人、ステベドア、ターミナル運営会社および直接・間接を問わない被用者、代理人、下請業者（自らの下請業者を含む）、または運送人に雇われているか、運送人を代理するか、運送人と直接の契約関係を有するか否かを問わず、本契約の履行のためにその役務または装備が使用されているその他の当事者を含む。
- (b) Servant は、いかなる場合においても、本契約の履行の過程での、または本契約の履行に関連する行為における、Servant 側の直接・間接を問わない行為または過失または不履行に起因するか、それらの結果生じるいかなる種類の損失または損害または遅滞についても、荷送人、荷受人、所持人その他の本契約当事者（以下「Merchant」という）に対し一切の責任を負わないことを、本契約の明示的な合意事項とする。
- (c) 本条項の上記の定め的一般性を損なうことなく、本契約に定めるすべての免除、制限、条件および自由（本契約にヘーグ条約またはヘーグ・ヴィスビー条約が組み込まれる場合、その第3条8項以外）ならびに運送人に適用されるか、本契約に基づき運送人が権利を有する、本契約の裁判管轄または仲裁の定めを執行を求める権利を含む、いかなる性質のすべての権利、責任の免除、防御および免責も、運送人のすべての当該 Servant にも適用され、かつ、当該 Servant に及ぶ。当該 Servant は、Merchant に対し上記を行使する権利を有する。
- (d) (i) Merchant は、契約上、委託上、不法行為上その他の理由を問わず生じる請求または申立てであって、運送人の Servant 側の過失に起因するか否かを問わず、本契約に関連するいかなる責任をも Servant、Servant の所有船舶、または Servant の用船船舶に負わせるか、負わせることを試みる請求または申立てを、当該 Servant に対し一切行わないことを約している。また Servant は、Merchant に対する上記の約定の執行を求める権利を有する。
- (ii) 上記の定めにもかかわらず当該請求または申立てがなされた場合、Merchant は、そのすべての結果につき、運送人を免責することを約している。
- (e) 本条項各項においては、運送人は、本条項第 (a) 項に定める運送人の Servant であるすべての者を代理する、当該者のための代理人または受託者として行為しており、またはそのようにみなされ、すべての当該者は、この限りにおいて、本契約当事者であり、またはそのようにみなされる。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、クラブとの紛争が生じた場合、常に原文である英文の解釈に依拠することとなります。ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。